

資料

- 1 江東区次世代育成支援対策地域協議会設置要綱
- 2 江東区次世代育成支援対策地域協議会委員名簿
- 3 江東区次世代育成支援行動計画策定会議設置要綱
- 4 江東区次世代育成支援行動計画策定の経過

1 江東区次世代育成支援対策地域協議会設置要綱

15 江子児第 2510 号 平成 16 年 3 月 24 日

(設 置)

第 1 条 この要綱は、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号。以下「法」という。）第 21 条の規定に基づき、江東区における次世代育成支援対策の推進に関し、必要となるべき措置について協議するため、江東区次世代育成支援対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協 議 事 項)

第 2 条 協議会は、区長の諮問を受けて、次の事項について協議を行い、区長に報告する。

- (1) 法第 8 条に規定する市町村行動計画の内容に関すること。
- (2) その他次世代育成支援対策の推進上必要と認められること。

(組 織)

第 3 条 協議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱又は任命をする 15 名以内で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係者
- (3) 保健関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 子育てに関する地域活動を行っている者又は行っていた者
- (6) 事業主
- (7) 公募委員

(任 期)

第 4 条 委員の任期は、平成 17 年 3 月 31 日までとする。

2 委員の欠員により補充する委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(会 長、副 会 長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長に事故のあるときは、あらかじめ、その指名する委員が、その職務を代理する。

(協 議 会 の 運 営)

第 6 条 協議会は、会長が招集する。

2 会長は、必要に応じて協議会に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聞くことができる。

(庶 務)

第 7 条 協議会の庶務は、子ども生活部子育て支援担当において処理する。

(委 任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、協議会が定める。

2 江東区次世代育成支援対策地域協議会委員名簿

区分	氏名	団体等
会長	新澤 誠治	学識経験者 (東京家政大学教授)
副会長	伊志嶺 美津子	学識経験者 (関東学院大学教授)
委員	梅木 里佳	公募委員
委員	高萩 元子	公募委員
委員	島田 則子	民生・児童委員協議会
委員	竹内 透	社団法人江東区医師会
委員	渡辺 恵司	子育てサークルたんぽぽ代表
委員	小川 聖子	子育て研究グループ SEEDS(シーズ)代表
委員	佐々木 祐生	私立保育園連盟会長 (私立まこと保育園園長)
委員	中西 雄俊	私立幼稚園長会会長 (私立月かげ幼稚園園長)
委員	大場 禎子	少年団体連絡協議会

3 江東区次世代育成支援行動計画策定会議設置要綱

16 江子児第 371 号 平成 16 年 5 月 21 日

(設置)

第 1 条 次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)第 21 条の規定に基づき、地域行動計画を策定するため、江東区次世代育成支援行動計画策定会議(以下「策定会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 策定会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行動計画の策定に関すること。
- (2) 行動計画に係わる各部局間の連絡調整に関すること。
- (3) その他策定会議が必要と認める事項。

(組織)

第 3 条 策定会議は、別表 1 に掲げる委員をもって構成する。

(委員長)

第 4 条 委員長は、助役とする。

(会議)

第 5 条 委員長は、必要に応じ会議を招集し、議事を主催する。

2 委員長は必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第 6 条 策定会議から付託された事項について調査検討するため幹事会を置く。

2 幹事会は、別表 2 に掲げる職に有る者をもって構成する。

3 幹事長は、子育て支援担当課長とし、必要に応じ幹事会を招集し、議事を主催する。

4 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者の出席を求め、意見を聞き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 策定会議及び幹事会の庶務は、子育て支援担当において処理するものとする。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営その他必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 17 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別表 1

委員長	助役（子ども生活部担任助役）
委員	政策経営部長
委員	総務部長
委員	保健福祉部長
委員	保健所長
委員	子ども生活部長
委員	都市整備部長
委員	土木部長
委員	学校教育部長
委員	生涯学習部長

別表 2

幹事	企画課長
幹事	総務課長
幹事	人権推進課長
幹事	障害者福祉課長
幹事	地域保健課長
幹事	城東保健相談所長
幹事	児童課長
幹事	保育課長
幹事	保護第二課長
幹事長	子育て支援担当課長
幹事	住宅課長
幹事	建築調整課長
幹事	道路課長
幹事	水辺と緑の課長
幹事	交通対策課長
幹事	庶務課長
幹事	学務課長
幹事	教育改革担当課長
幹事	指導室長
幹事	生涯学習課長
幹事	体育課長
幹事	江東図書館長

4 江東区次世代育成支援行動計画策定の経過

平成16年4月23日	第1回「江東区次世代育成支援対策地域協議会」開催 ・区長より、次世代育成支援対策推進法第8条に規定する内容に関すること等について諮問を受ける。 (議事内容) ・協議会日程・協議内容について ・行動計画の策定について
平成16年6月4日	第2回「江東区次世代育成支援対策地域協議会」開催 (議事内容) ・江東区次世代育成支援に関するニーズ調査結果について ・行動計画策定に向けた庁内組織について ・提言内容について
平成16年7月9日	第3回「江東区次世代育成支援対策地域協議会」開催 (議事内容) ・提言内容について
平成16年7月22日	第1回「江東区次世代育成支援行動計画策定会議委員会」開催 (議事内容) ・行動計画の策定等について
平成16年8月11日	第1回「江東区次世代育成支援行動計画策定会議幹事会」開催 (議事内容) ・行動計画の策定等について
平成16年9月10日	第4回「江東区次世代育成支援対策地域協議会」開催 (議事内容) ・提言内容について
平成16年9月13日	第2回「江東区次世代育成支援行動計画策定会議幹事会」開催 (議事内容) ・行動計画の概要等について
平成16年10月12日	第5回「江東区次世代育成支援対策地域協議会」開催 (議事内容) ・提言案について
平成16年10月26日	第2回「江東区次世代育成支援行動計画策定会議委員会」開催 (議事内容) ・行動計画(骨子案)について
平成16年12月2日	「江東区次世代育成支援対策地域協議会」より区長へ提言の報告
平成17年1月18日	第3回「江東区次世代育成支援行動計画策定会議幹事会」開催 (議事内容) ・行動計画(素案)について
平成17年1月27日	第3回「江東区次世代育成支援行動計画策定会議委員会」開催 (議事内容) ・行動計画(素案)について